

## 南相馬市中小企業支援仮施設整備事業に係る仮施設の 無償貸付及び譲渡に関する条例及び同施行規則の概要について

### 1. 条例制定の趣旨

中小企業基盤整備機構（以下、中小機構という。）が整備する仮施設については、平成23年8月から現在までに市内15地区に建設され、完成後は、中小機構から市が無償で借り受け、南相馬市震災復興支援仮施設管理運営要綱（平成23年7月1日告示第68号）を定め、これに基づき被災者へ無償で貸付を行っていた。その後、完成から1年後に各仮施設が市に譲渡されたものの、引き続きこの管理運営要綱に基づき運用している。

平成28年には、仮施設の設置から5年を経過する施設があり、5年を経過すると払下げが可能となることから、譲渡に係る必要な事項と併せて無償貸与に係る規定を定め、手続きの適正化を図るものである。

### 2. 条例、規則の内容

#### (1) 条例第1条から第2条

条例の趣旨、用語の定義を規定

#### (2) 条例第3条

無償貸付の対象を規定。本市の被災事業者のほか、本市以外の被災事業者や本市の復興に寄与する公共的団体、診療所、NPO、大学等の研究機関などを対象とする。

#### (3) 条例第4条から第5条

申請の手続（規則への委任）、貸付の決定について規定。

#### (4) 条例第6条

仮施設の貸付期間を規定。1年以内とし、1年を超えない範囲で延長ができる。

#### (5) 条例第7条から第9条

仮施設の返還、損害賠償、貸付決定の取消しについて規定

#### (6) 条例第10条

仮施設の利用終了後に、仮施設が所在する自治会又は認可地縁団体若しくは、公共用又は公益事業の用に供する事業者等へ無償譲渡又は、時価よりも低い価格で譲渡することができることについて規定。

そのほか、市の産業復興、雇用拡大等に資すると市長が認める事業者を対象とする。

### 3. 施行期日

公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する